三浦市南下浦町上宮田

須原武久氏所蔵文書

古文書

番号	資 料 名	年 代	差出人•請取人	形態	数量
. 1	寛政九巳年閏七月	寛政 9.閏. 7	武蔵国神奈川廻船•浦賀御奉行所	₩	1
	差上申御請證文連判帳		問屋紀伊国屋治郎		
	神奈川廻船問屋		右衛門 外9		
2	乍恐口上書を以御訴詔申上ケ候	天和 4.1	紀州栖原村 • (欠損)	状	1
	稲葉美濃守上ケ知相州上宮田村浦々		網主		
	の網運上金について近年は網猟一円		三郎右衛門外 3		
	これなく損金仕つるため壱ケ年金三				
	拾壱両上納のところ運上金を金拾五				
	両に減額して欲しい旨訴え				
3	売渡申田地手形之事(下田三反三畝	元禄13.12. 8	上宮田村 • 同村	"	1
	拾八歩所は木間水源一町金拾六両に		庄兵衛外1 仁左衛門		
	て売渡す、拾六両返金の際は田地を				
	元の通りお返し下さい。)				
4	売渡申譲證文事	享保 8.11. 7	同村 山主 • 上宮田村	"	1
	山一ケ所 所は長作也 新金三分に		藤右衛門外 6 太兵衛		
	て 裏に宝暦五年いノ三月 山主				
	太兵衛、請人 戸左衛門の署名があ				
	る				
5	譲り売渡し申畑手形之事 上畑壱反	元文 3.10	上宮田村 • 芦内	"	1
	四畝歩 此石高九斗八升目所、此間		又兵衛外 3 仁左衛門		
	山也 地代金拾弐両		*		
6	屋敷境取替證文之事	延享 2.12	上宮田村 • 仁左衛門	"	1
	(自今以後出入のないように取替す)		六郎左衛門		
			外 5 人組 4		
7	相定申手形之事(元禄拾三年に木間	<i>"</i> 5. 3	上宮田村 • 同村 仁左衛門	"	1
	水源下田 三反三畝拾八歩を貴殿に		庄兵衛外 2		
	渡したが請戻し不可能のためさらに				
	金弐両請取り永代貴殿に相渡す。)				
8	手形之事(下田八畝拾弐歩 所は木	<i>"</i> 5. 6	上宮田村 • 仁左衛門	"	1
	間水源 右田地質物に入れ置く)		庄兵衛外 1		
9	相定申田譲手形之事(下田三反三畝	寛延 2.3	上宮田村 地主 ・同村 光信寺	"	1
	拾八歩之内 下田壱反四畝三歩は木		栖原仁左衛門		
	間水源 分米壱石壱斗弐升八合 金		外8		
	拾六両にて永く貴寺へ譲る)名主		*		
	察右衛門、惣左衛門				
10		<i>"</i> 3. 2	上宮田村 • 仁左衛門	"	1
	上田、中田、下田、石高壱石三斗七		兵左衛門外 2		
	升五合八夕 代金 弐拾壱両三分)				
11	THE THE TWO IS OF THE POINTS	宝暦 5.3	上宮田村 • 仁左衛門	"	1
	所はふじ原、代金 壱両壱分、此分		太兵衛外 3		
	米壱斗三升)				

古文書

番号	資 料 名	年 代	差 出 人 • 請 取 人	形態	数量
12	譲證文之事	宝暦 6.11	紀州栖原村 • 上宮田村	状	1
	先の仁衛門跡式屋敷、諸道具等全て		長沢村居住理右衛門外1 仁左衛門		
	譲り受ける				
13	相定申地引證文之事	明和 2.9	上宮田村 • 同村	"	1
	地引網壱状外を合せ金八両三分にて		今井勘三郎 今井仁左衛門		
	譲る		外 7		
14	譲渡申田地手形之事(下田、七畝弐	文化15. 2	上宮田村 • 同村	"	1
	七歩この分米六斗三升弐合、所は木		源太郎外 2 久兵衛		
	ノ間金六両弐分)		^		
15	乍恐口上書を以申上候	(欠)	上宮田村 • (欠損)	"	1
	(上宮田村運上場の入札の件につい				
	て)				
16	譲渡申畑手形之事	明治 4.12	上宮田村 • 同村	"	1
	下畑壱畝、所は屋敷続き 金四両弐		新倉八十八外3 須原久兵衛		
	朱				
17	神奈川県指令の内第三十五号	<i>"</i> 34. 2.13	神奈川県知事 ・上宮田1189番地	"	1
	上宮田字芝原森林の開墾許可書		周布公平 須原久兵衛		